				二〇MHz
一五	三・八四	（一）五〇dBm（注5）		
一五	一三・五	（一）五〇dBm（注4）		
一二・五	三・八四	（一）五〇dBm（注3）		
一七・五	三・八四	（一）五〇dBm（注5）		
二〇	一八	（一）五〇dBm（注4）		

注1　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

2　離調周波数は、送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3　［略］

4　［略］

5　［略］

(イ)　搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔（注1）	離調周波数（MHz）（注2）	周波数幅（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値（注3）
一八〇kHz	二・六	三・八四	（一）三六・二dBc
五MHz	五	三・八四	（一）三二・二dBc（注4）
	五	四・五	（一）二九・二dBc（注5）
	一〇	三・八四	（一）三五・二dBc（注6）
一〇MHz	七・五	三・八四	（一）三二・二dBc（注4）

［新設］

				二〇
一五	三・八四	（一）五〇dBm（注4）		
一五	一三・五	（一）五〇dBm（注3）		
一二・五	三・八四	（一）五〇dBm（注2）		
一七・五	三・八四	（一）五〇dBm（注4）		
二〇	一八	（一）五〇dBm（注3）		

注1　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2　［同上］

3　［同上］

4　［同上］

(イ)　［同上］

チャネル間隔（MHz）（注1）	離調周波数（MHz）（注1）	周波数幅（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値（注2）
五	五	三・八四	（一）三二・二dBc（注3）
	五	四・五	（一）二九・二dBc（注4）
	一〇	三・八四	（一）三五・二dBc（注5）
一〇	七・五	三・八四	（一）三二・二dBc（注3）